

令和5年8月（第8回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年8月10日（金）午後2時00分～

2. 開催場所 JAかみましき益城支所 2階大ホール

3. 出席委員（14名）

1番	井川 寿範（筆頭代理）	2番	農 政憲（次席代理）
3番	坂上 孝司	4番	里見 勝則
5番	北野 洋一	6番	松本 功
7番	西村 誠志	8番	守江 勉
9番	宮本 一義	10番	富永 芳弘
11番	下山 和之	12番	吉村 武幸
13番	吉田 一浩	14番	松本 三千輝（会長）

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員について
日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について
日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について
日程第4 報告第3号 許可不要転用届について
日程第5 議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第6 議案第2号 農地の転用のための許可申請について
日程第7 議案第3号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第8 議案第4号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第9 議案第5号 農用地利用集積計画（中間管理機構分）について
日程第10 令和5年 第9回 委員会の日時について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	松本 浩治	農地係長	澤田 洋子
主 査	井 敦子	主 事	上村 洸二

6. 会議の概要

(事務局長)

只今より、令和5年第8回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、農業委員14名全員出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、松本会長にお願いをしたいと思います。

松本会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。

1番井川寿範委員、13番吉田一浩委員にお願いいたします。

次に、日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

所有権移転の部が5件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、賃借権設定の部が1件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。

賃貸借の部が1件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。

次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届の報告とします。

次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。

番号1番につきましては、3番坂上孝司委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(3番委員)

調査報告いたします。

8月6日に堀部推進委員、岡本推進委員と共に、譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、耕うん機・管理機を所有しており問題ありません。

主に生産される作物はアスパラガスで、申請地には柵を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数6年、年間300日となっております。

取得後の農地の面積については、1,057㎡ですが、今回の申請地は隣接している譲受人が既に耕作している農地と宅地造成予定の農地の間となる狭小地となります。狭小地でも有効活用していきたいとの耕作者の意向から、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、今回の申請地に隣接した農地を耕作していただき、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思っております。

以上により全て条件に該当すると思っておりますので、委員の皆様方の審議の程をよろしく願いいたします。

(議長)

只今、番号1番について、坂上孝司委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましても、3番坂上孝司委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(3番委員)

調査報告いたします。

8月7日に堀部推進委員、岡本推進委員と共に、譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・田植機を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は水稻、栗で、申請地には栗を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数30年、年間150日、三男が経験年数1年、年間200日となっております。

取得後の農地の面積については、5,984.33㎡ですので、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、元々近隣農地を耕作していましたし、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程をよろしく願いいたします。

(議長)

只今、番号2番について、坂上孝司委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているのです、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号3番につきましては、7番西村誠志委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(7番委員)

調査報告いたします。

8月4日に田上推進委員と共に、譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・動ふん機・甘藷掘取機を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は甘藷で、申請地には甘藷を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数52年、年間300日、妻が経験年数50年、年間300日となっております。

取得後の農地の面積については、81,481㎡ですので、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、元々近隣農地を耕作していましたし、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思っております。

以上により全て条件に該当すると思っておりますので、委員の皆様方の審議の程をよろしく願いいたします。

(議長)

只今、番号3番について、西村誠志委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているのです、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用

のための許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

只今、議案第2号につきまして、ご説明いたしました。

番号1番につきましては、私が調査をしておりますので、補足説明を行います。

(14番委員)

8月3日に赤星推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、すでに整備されている資材置場及び駐車場の違反状態を是正する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、特定土地改良事業の対象となった第1種農地ですが、集落に接続しており、他に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

本申請地については、以前から資材置場及び駐車場として使用されていたため、始末書の添付がされており、今後は農地法を遵守するとのことです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について補足説明を行いました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号を説明》

(議長)

只今、議案第3号につきましてご説明いたしました。

転用のための所有権移転の部 番号1番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退席をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

転用のための所有権移転の部 番号1番につきましては、花田推進委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(花田推進委員)

8月8日に坂上委員と共に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、手狭になった資材置場を拡張する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、既存の資材置場の敷地面積の2分の1以下の面積の拡張であることから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について、花田推進委員より補足説明をいただきました。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

次に、番号2番につきましては、3番坂上孝司委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(3番委員)

8月5日に堀部推進委員、岡本推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が個人住宅を整備する案件でございます。

転用許可基準について、申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は集落に接続している第1種農地であり、かつ、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。
以上です。
委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号2番について、坂上孝司委員より補足説明をいただきました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号3番につきましても、3番坂上孝司委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(3番委員)

8月5日に堀部推進委員、岡本推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が個人住宅を整備する案件でございます。

転用許可基準について、申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は集落に接続している第1種農地であり、かつ、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。
委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号3番について、坂上孝司委員より補足説明をいただきました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、転用のための所有権移転の部 番号4番及び転用のための地上権設定の部 番号1番につきましては関連しておりますので、12番吉村武幸委員に併せて調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(12番委員)

8月4日に松本会長、坂野推進委員、事務局と共に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が太陽光発電設備を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準について、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地ですが、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

経済産業省による事業認可及び九州電力との接続契約についても確認でき

ております。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、転用のための所有権移転の部 番号4番及び転用のための地上権設定の部 番号1番について、吉村武幸委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、転用のための使用貸借権設定の部 番号1番につきましては、7番西村誠志委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(7番委員)

8月4日に田上推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が個人住宅を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地ですが、集落に接続していることから転用の見込みはあると思われれます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

本申請地については、以前より宅地に行くための通路として使用されておりましたので、貸人より始末書の添付がされており、今後は農地法を遵守することです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。
以上です。
委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について、西村誠志委員より補足説明をいただきました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

(1番委員)

事務局に質問ですが、宅地造成を行う場合、下水道区域は問題ないと思うが、農地を宅地にする場合、下水道区域でないこともあるかと思う。排水同意の添付がない場合、求めているものなのか、それとも求めなくていいものなのか、基準があれば教えていただきたい。

(事務局)

農地転用の際の排水同意書は、法定添付書類とはなっていませんが、熊本県が提出を求める書類となっておりますので、申請者には提出をしていただくよう指導はしております。

農地に対しての影響以外の排水については、開発上の基準になるかと思えますので、農地転用の基準上、排水同意がないからといって、「許可相当と判断することはできない。」とは言えないと思います。

(1番委員)

それでは、委員が申請者に排水同意を取った方がいいとか指導するとかそういうことまではしなくていいということですね。

(事務局)

強制はできないので、添付がなければ、ない状態での審議となります。

(1番委員)

案件によっては、区長等に排水同意をもらっておくことが好ましい場合もあるかと思う。

そういった場合は、願うことは可能であると考えてよろしいか。

(事務局)

案件によって委員の皆様が必要であると思う場合は、その旨申請者をお願いしていただいても結構ですが、先ほども申し上げたとおり、強制することはできません。

(1番委員)

了解した。

(議長)

次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

賃借権設定の部でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、使用貸借権設定の部でございますが、議事参与の案件がございますので、まず議事参与以外の案件をご審議いただき、その後、議事参与の案件をご審議いただきたいと思います。

使用貸借権設定の部 番号1番について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に使用貸借権設定の部 番号2番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、使用貸借権設定の部 番号2番についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

次に、日程第9 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第5号説明》

(議長)

只今、議案第5号について説明を申し上げました。
本件につきましてのご意見、ご質疑等はございますか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますの

で、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第10 令和5年第9回委員会の日時について申し上げます。

次回は9月11日、午後2時よりJAかみましき益城支所 2階大ホールで開催いたします。

予定に入れておいていただきたいと思います。

以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を井川筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年8月10日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員